

## 東日本大震災により被災されたお客さまに対する 保険料払込猶予期間の再延長等のお取扱いについて

このたびの地震により被害を受けられたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧と、みなさまのご健康を心よりお祈り申し上げます。

T&D保険グループのT&Dフィナンシャル生命保険株式会社(社長:竹内 致夫)では、このたびの地震により被災されたお客さまを対象に、保険料払込猶予期間の延長(最長6ヶ月)を実施しておりますが、被災地の復旧・復興状況を踏まえ、下記のとおり追加の特別取扱いをさせていただくことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 保険料払込猶予期間の再延長について

このたびの地震により保険料のお払込みが困難な場合、自動的に保険料払込猶予期間を最長6ヶ月(平成23年9月末まで)延長するお取扱いを実施しておりますが、お客様からのお申出(※)により、保険料払込猶予期間をさらに3ヶ月(最長平成23年12月末まで)延長いたします。

(※)平成23年9月末まで保険料払込猶予期間の延長を行い、その期間内に通常通りのお払込みをいただけないご契約が対象となります。

#### 2. 猶予した保険料の払込期日に関する特別取扱いについて

保険料払込猶予期間後もお契約の継続を希望される際には、上記1の猶予期間分の保険料を猶予期間の末日までにお払込みいただく必要がございます。

ただし、猶予期間分の保険料全額のお払込みが困難な場合は、平成24年1月から継続して保険料をお払込みいただくことで、ご契約を継続することが可能です。この場合、猶予期間分の保険料の払込期日を平成24年10月まで延長いたします。

なお、猶予期間分の保険料については、分割してお払込みいただくことも可能です。

(注) これらのお取扱いについては、東日本大震災にかかる災害救助法の適用地域を対象といたします。ただし、大量の帰宅困難者が発生したこと等に伴い災害救助法が適用された東京都を除きます。

以上

<お問合せ先>

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

お客様サービスセンター

フリーダイヤル 0120-301-396

【受付時間】 9:00~17:00 ※土・日・祝日等を除く